

環境審査顧問会火力部会

議事録

1. 日 時：平成30年8月15日（水）13:55～15:49
2. 場 所：経済産業省別館 1 階 104各省庁共用会議室
3. 出席者

【顧問】

市川部会長、阿部顧問、石丸顧問、岩瀬顧問、清野顧問、河野顧問、小島顧問、
近藤顧問、島顧問、鈴木雅和顧問、鈴木靖顧問、水鳥顧問、山本顧問

【経済産業省】

高須賀統括環境保全審査官、沼田環境審査担当補佐、高取環境審査専門職 他

4. 議 題

（1）環境影響評価準備書の審査について

株式会社 J E R A （仮称）横須賀火力発電所新 1・2 号機建設計画

- ・補足説明資料、神奈川県知事意見及び環境大臣意見の説明並びに環境影響評価準備書に係る審査書（案）の説明

5. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配付資料の確認

（3）環境影響評価準備書の審査について

株式会社 J E R A 「（仮称）横須賀火力発電所新 1・2 号機建設計画」について補足説明資料、神奈川県知事意見及び環境大臣意見の説明、審査書（案）の説明を行った後、質疑応答を行った。

（4）閉会の辞

6. 質疑内容

（1）株式会社 J E R A 「（仮称）横須賀火力発電所新 1・2 号機建設計画」

＜補足説明資料、神奈川県知事意見及び環境大臣意見の説明＞

○顧問 ありがとうございました。

それでは、補足説明資料を順番に見ていきたいと思います。ご質問された先生方にまずお聞きしますが、もしそれに関して何かご意見があれば、その都度、ほかの先生方のご発言してください。

まず、1番の撤去工事ですけれども、いかがでしょうか。

○顧問 38カ月以降は、もう撤去は終わっているから、図は変更ないということですね。

○事業者 ご回答させていただきます。そのとおりでございます、38カ月以降については、撤去については終了する計画としているということでございます。

○顧問 では、これで結構です。

○顧問 関連して質問があれば、手を挙げてください。

では、2番の蒸気タービンと発電機の単位について、いかがでしょうか。

○顧問 こういう説明ということで納得しましたけど、これは電圧と電流の位相差があるということなののでしょうか。私、こういうことは認識が余り深くないのですが、3相発電というシステム、いわゆる3相発電ということに起因するということは、結構要因としてあるということなののでしょうか。テスラの頃からのこういう表記の仕方ということなのですね。了解しました。

○顧問 3番から6番が緑化、緑地の話ですけれども、いかがでしょうか。

○顧問 全て非常によくまとまって、分かりやすくなっていると思います。結構です。

○顧問 ほかの先生も一部ありますね。よろしいですか。

○顧問 結構です。

○顧問 7番の気象データの異常年検定ですけれども、いかがでしょうか。

○顧問 異常年検定、やっていただいてありがとうございます。確認とれましたので、これで結構でございます。

○顧問 8番の建設機械のNO₂の予測結果ですけれども、いかがでしょうか。私も質問しましたけど。

○顧問 1時間の平均値を計算していただいて、ありがとうございました。18ページの結果を見ると、17時だけでちょっと高い値になっているのですけれども、準備書の645ページにその気象条件が書いてあるので、それを参照して見ると、17時はS Eだから南東の風が吹いて、まさに風下側に汚染物質が流れていく。そういう状況になっていると

ということで、その時間帯が非常に高くなるということなので、常時モニターしなさいとまでは言いませんけど、南東側の風が吹くような状況下にあつては、ちょっと工事に配慮していただくようなことをお考えいただければと思います。

○顧問 評価のところで「環境基準等の確保に支障を及ぼすものではない」、これも削除するということで了解いたしました。

9番、上層大気安定度ですけれども、いかがでしょうか。

○顧問 これで結構です。

○顧問 10番の排ガスの感度解析ですけれども、いかがでしょうか。

○顧問 一覧表にまとめていただいて、ありがとうございます。表にまとめていただいた方が、後々ほかの事業者が感度解析をやられるときに参考になると思いますので、ありがとうございます。

○顧問 11番のセルフアンローダ、これは私ですけれども、22ページの一番下に、ブームコンベアで陸側ホッパーと結合させるというふうに書いていますが、これは密閉で結合ということですね。

○事業者 可動式の幌のようなものを接続しますので、完全な密閉ということはできませんけれども、ほぼ密閉型で陸側と接続をいたします。

○顧問 分かりました。この真ん中の図の受入ホッパー、これは船に受け入れるときに使うと思うのですが、これと同じですか。要するに4番の先をこの左側の受入ホッパーのようなところに差し込むということよろしいのですか。

○事業者 陸側には専用のホッパーがございまして、陸側のホッパーの話でございますね。

○顧問 陸側のホッパーも、この船についているような受入ホッパーみたいなものかどうかということです。

船の方は、受け入れの際にはハッチをあけて受け入れをするのですね。

○事業者 この図面の右側に写真が小さくあるのですが、こちらが陸にあります。

○顧問 分かりました。ここの筒みたいなのを、下の丸いところに差し込むわけですね。発電所の方はいいと思うのですが、船に受け入れるときは、真ん中の受入ホッパーと書いてあるところで、積み出し港でここへ受け入れるわけですね。このときは、多少密閉度は緩くなるわけですか。この受入ホッパーを、その四角いホッパーの中に差すだけ

ですよね。差すだけだから、陸側の受け入れよりは多少密閉度は弱くなるというふうに考えていいのですか。

○事業者　ほぼほぼ構造としては似てございますので、同じぐらいの密閉度合いというふうにご理解いただけるとよろしいかと思います。

○顧問　分かりました。

○顧問　木質バイオマスの混焼を計画されているようですけれども、その際の木質ペレットの搬入方式については、同じ方式で行うのでしょうか。

○事業者　木質ペレットの受け入れ方法につきましては、現在のところまだ詳細検討中ではあるのですけれども、受け入れ方法としては、セルフアンローダ船による受け入れがメインの受け入れになりますので、今考えておりますのは、ここに運んでくる前にペレットと混合するか、あるいはこのような船で運んできて、同じラインで受け入れるという二通りの方法があるかと思います。

○顧問　どこか別のところで混合するということですが、それはどこでしょうか。国内なのですか。

○事業者　石炭を一旦受け入れるコールセンターというところです。

○顧問　分かりました。

○顧問　よろしいですね。それでは、12番、13番です。いかがでしょうか。

○顧問　12番、地盤係数ゼロにしたということで、安全側の予測ということで了解しました。

13番について、防音壁の諸元を書きいただきました。感想ですけれども、随分高い障壁を建てられるということですね。この図面を見ますと、結構長いものもあるのですが、こういう言葉を使っていかどうか分かりませんが、その間があいているという、いわゆる専門的に言うと有限長障壁になっていて、場合によっては効果が多少薄れる場合もあるのかなと思いました。ただ、これをもとにして計算されたということで了解しました。

○顧問　では、14番の低周波音の立体音源予測式、いかがでしょうか。

○顧問　説明ありがとうございました。よく分かりました。古い文献の予測式の

L₀という近傍の音圧レベルだということだったのですね。それがよく書いてなかったので分からなかったのですけれども、計算式も書き直して、点音源に集約して、それを微小点群に分割するというやり方で全て統一するということで、了解しました。

- 顧問 15番、16番、底泥の調査です。いかがでしょうか。
- 顧問 15番、16番、了解でございます。どうもありがとうございました。
- 顧問 17番、動物プランクトン、これはいかがでしょうか。
- 顧問 表記がちょっと合理的ではないのではないかとということで直していただいたのですが、非常にきちんとやっていただきまして、ありがとうございました。
- 顧問 18番の海生生物の表記方法、これはいかがでしょうか。
- 顧問 これは表題のところが日本語になっていて、同じ中身を何でラテン語で書くのかなというようなことで直していただいたのですけれども、一応全部、日本語があるものはきちんと日本語で書くということで統一していただきまして、これも非常にきちんとやっていただいた。ありがとうございました。
- 顧問 19番の植物プランクトンです。
- 顧問 これはカンマの切り方がおかしくて、違うものもその前の珪藻綱というものに入ってしまうように見えてしまうということで、きちんとこれも表記していただいたので、これで結構です。
- 顧問 20番の木質ペレットのガイドライン、これはいかがでしょうか。
- 顧問 資料、どうもありがとうございました。ちょっと大臣意見にも出ているようですけれども、今後いろいろ検討されるに当たって、認証制度とかいろいろ新しいものも出てきております。多分そういったところの情報開示も今後求められるようになってくると思いますので、今後ご検討いただければと思います。
- 顧問 21番、準備書から評価書のときに修正する一覧ですけれども、まず大気の先生方、関連するところはいかがでしょう。
- 顧問 まず、設備利用率の記述に関しては、補足してアンダーラインのとおり書き加えられているので、これで結構だと思います。
- 顧問 8番の安定度とか9番の窒素酸化物排出量、このあたりもよろしいですか。
- 顧問 いいと思います。
- 顧問 ほかの先生もよろしいですか。
- 顧問 結構です。
- 顧問 (7)の地形影響の予測の要否に関する判定結果、46ページからなのですが、46ページの下に図があって、カで「地形影響の予測(1時間値)」と書いていますよね。事業者さん、ずっと1時間値の予測をされているのですけれども、「手引」には1時間

値という話は書いてなくて、「手引」には地形影響係数の α 、 β 、 γ を予測しなさいということが書いてあって、もともとの電中研の提案のときにも1時間値の話は一切書いてなくて、地形影響係数を予測しなさいというふうに書いてあるのですね。事業者は自主的に1時間値を予測されて、そういうのが慣例にはなっているのですけれども、1時間値を書くとしても、もともと昔からずっと伝統的にやってきたのは地形影響係数の α 、 β 、 γ のところなので、 α 、 β 、 γ の地形影響係数のことだけを書くか、それに1時間値を加えて書くかだと思うのです。1時間値だけを書かれると、ちょっと「手引」には沿っていないというふうにとれてしまうので、ご検討いただけますでしょうか。

○事業者 評価書で書き直すようにいたします。

○顧問 基本は地形影響係数だけだと思うのです。だから、1時間値をやめて、地形影響係数にした方がいいと思います。

○事業者 変更して、一度お送りした方がよろしいでしょうか。

○顧問 いや、結構です。それだけのことなので。

○事業者 趣旨は分かりましたので、評価書で反映させていただきます。

○顧問 「手引」をもう一回確認してください。

○事業者 分かりました。

○顧問 それでは、(3)の新たな土地造成の解釈です。いかがでしょうか。

○顧問 これで結構です。

○顧問 あとは騒音、振動関係だと思いますが、いかがでしょうか。

○顧問 51ページ、了解しました。定常性を考慮したということを了解。52ページの1/3オクターブバンドごとに計算したという、これは了解しました。これで結構です。

○顧問 ほかのところも、関係する騒音とか低周波音、よろしいですか。55ページなどはいかがでしょうか。

○顧問 データがないということで、希望としては、低周波音を問題にする場合には、要するに定義が曖昧なところで200Hzまでプロットして状況を把握したいという希望を述べたのですけれども、このデータとしてはそこまでのデータしかないというお答えがいつも返ってくるので、ない袖は振れないということであれば、これで了解しましたということでございます。

○顧問 では、ほかの先生方、いかがでしょうか。(6)と(13)はどうでしょうか。

○顧問 温排水の簡易予測式の文献は、これで結構です。

○顧問 申しわけありません、抜けているところは自主的に言ってください。

これで、顧問限りでない補足説明資料に関してはよろしいですか。

○顧問 騒音の予測に具体的に I S O等を追記するということは、具体的な I S Oのナンバーを入れるということで了解しました。これは44ページですね。

○顧問 それでは、補足説明資料の顧問限りの方に移ります。

最寄りの施設の騒音に関する地域指定状況についてということで、これはいかがでしょうか。

○顧問 ちょっと分かりにくいということでしたので、細かく書いていただいたのですね、それは結構です。

○顧問 2 番の温排水、いかがでしょうか。

○顧問 一部、ほかの先生のご質問もあると思いますが、基本的には、これで結構だと思います。非常に丁寧に流れの解析をしていただいたということが分かりました。ちょっとややこしいので、専門でない方には少し分かりづらいところがあると思いますが、要は東京湾のような周期的な流れが卓越した性格と外海の外洋的な性格と両方持っているような複雑な海域なので、特に恒流のところを丁寧にやっていただいたということが分かりました。恒流と潮汐流を合わせた場合と潮流だけの場合と 2 つのケースを包絡するような評価になっていますので、結果的に安全側の評価をしていただいているということなので、これで結構だと思います。

○顧問 3 番の藻場、これはいかがでしょうか。

○顧問 この図の内容は了解でございます。非常に貴重なデータになるかと思うので、将来何かの形で公表とかすることができればベターだなと思います。

○顧問 それでは、今の補足説明資料、神奈川県知事意見、環境大臣意見を含めて、何かございましたらお願いいたします。

○顧問 補足説明資料の顧問限りなのですが、2 番と 3 番に「競争上の観点から当社が不利益となるおそれのあるデータを含むため」と書いてあるのですが、このデータが競争上の観点から不利益になる理由を教えてください。

○事業者 ご回答させていただきます。こちらの海に関するいろいろな調査データにつきましては、私ども、1 年間余の期間を費やして詳細なデータをとってきたところでございます。こちら、仮に同じようなアセスメントをやろうと思った事業者さんがいらした場合、私どもは 1 年間、当然時間もかけて知恵も出し、費用もかけてやっているところ

るのですが、新しい施設を考えている事業者さんがいらっしゃいますと、そのデータがそのまま、その方たちは簡単にデータとして使うことができってしまうということで、それについては、私どもとして費用も時間もかけて苦労してとったデータを簡単にお渡ししてしまうということに関しては、非常に私どもとしてはリスクというふうに考えてございまして、そういった意味でこのように書かせていただいているというところでございます。

○顧問 東京電力とJERAには何度も言っているところなのですが、環境アセスメントというのは公開が原則で、1年間苦労してデータをとったからという理由では、このアセスメントデータ全てが公開できなくなってしまう。この藻場のデータだけが特に公開できない理由というのは、特別な競争的な不利益をもたらすということではなくてはならないし、その観点で公開の原則を適用しないのかどうかを判断すべきだと考えています。次のアセスメントにも有効に使えるようなデータとして公開すべきだし、先ほどの流れの計算式も、こういう方式をやった経験があるということは次の事業者のアセスメントの技術的な進歩に貢献できるわけですから、業界のリーダーとして、積極的にこういうデータを公開していくという姿勢を持っていただきたいと思います。

○顧問 事業者さん、何かご回答はいかがですか。

○事業者 おっしゃるとおりだと思います。しかしながら、例えば事例でご説明したいのですが、今の資料の15ページの(3)を見ていただきたいのですが、これは、拡散係数を求めるに当たって、前回オーダーのあった散布図なのですが、拡散係数そのものについては公開の資料の中にもお示ししていますので、そういう意味でいうと、概要も分かるし計算条件も分かる。しかしながら、こちらの例えば散布図、図表等については、先生よくご存じのように、著作権でも守れません。文書であれば著作権で守れますからいいのですが、図表等については、一度オープンにしまうと、言い方はあれですけれども、そのまま誰でも自由に使えるというような類いのものがございます。

一方で、どういった計算をしたかということについては、拡散係数そのものについてはご説明をしている。そのバックデータとなるものについては、今回と同じように、例えば 1×10^4 を採用しましたといったときに、普通であれば、それって根拠は何なのというのが当然問われるわけです。そういった資料については、ちょっと言い方はあれですけれども、直接示してしまうと、次の事業者さんが同じような海域で事業をやられるときに、自分は調査をやらずにそのまま使えることになります。つまり、1年間のアセ

ス調査を行わずにアセス手続期間を短縮することも可能となりますし、その分のコストも掛けずに予測評価を行うことができることとなります。

アセスそのものについては、先生が言われることはよく分かります。一般的なデータはお出ししますし、例えば海生生物であり陸生生物であり、お出ししておるのですが、計算の根拠となるとところで、図表等について、他の事業者が自由に使うことを防ぐため、一部については顧問限りの資料とさせていただいているというのが事実でございます。

○顧問 研究論文等でどこかで公表するのでそれまで待ってくれとか、特許を取るから待ってくれというのなら分かるのですけれども、ほかの事業者がただで使うからというのでは、ちょっと理由にならないのではないのでしょうか。特に藻場のデータというのは、秘匿しなければいけない強い根拠はあるのですか。計算式の方は、私も専門ではないので、どれぐらいのオリジナリティーがあるものか分からないのですけれども。藻場をサイドスキャンでとったというデータは公開して貢献すべきなのではないのでしょうか。

○顧問 いかがですか、23ページの扱いは。これは公開してはいけないのか。

○顧問 データの帰属は、やはりやられた方たちのところに帰属するというのがまず第一義だとは思いますが。藻場についても、今、事業者の電気事業の話がありましたけれども、電力会社以外にもいろいろ使うことは可能なデータだと思いますので、そのあたりも十分考慮されているのだと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。そういうこともあるかなとは個人的には思っておりますが。

○事業者 ありがとうございます。2つ理由がございまして、「競争上の観点から」と書いてございますけれども、1つは、今、おっしゃっていただいたような、藻場の直接的なデータについては、ご存じのように藻場があるところって重要な、例えばウニですとかアワビですとかそういったのがいるということは周知の事実でございますので、密漁ではないですけれども、今、結構漁業で、そういったところで隠れてとるというようなこともございますので、漁業者にも配慮すると、余り細かいデータは出さない方がいいのかなというのが後半の理由でございます。

前半の知的財産というか競争上の話については、もともと「手引」の中でも、文献等があればそれを優先して使っていいというような記述もございまして、我々の方では、今回は環境省がやられた藻場の分布図がございましたので、バックチェックという意味で我々自前の調査をしたという、そういった位置づけもございますので、その2つの観点から今回は顧問限りとさせていただいたという背景でございます。

○顧問 1年前と比べると、東京電力というかJERAというか、かなり公開されていると思うのです。前の五井ではほとんど非公開という感じで、かなり議論がありましたけど、今回はこの2点ですか。だから、例えばアワビとかそういう漁場に影響を与えるというふうに説明されると分かると思うのです。秘匿物とかに関しても、重要種とか希少種の場合は今までも公開していませんので、余り競争上の観点とかそういう説明のされ方ではなくて、もう少し今説明されたようなことを表に出して説明された方が、コミュニケーション上はいいと思うのですけれども。

○事業者 ありがとうございます。繰り返しになってしまいますが、今回たまたま環境省のデータが、分布図があったので、我々、そういった二面性でというようなお話をさせていただいたのですが、何もデータがないときには、自前の調査で分布図をある程度示さなければいけないのかなということもございますので、それが確かに説明しやすいし、皆さんご納得しやすいと思うのですが、100%言い切れないということもございましたので、そういった表現にさせていただきました。おっしゃっている意味はよく理解しております。

○顧問 では、ほかはいかがでしょうか。

○顧問 神奈川県知事意見の7ページの(5)の水質のところ、「重金属等の濃度等についても説明すること」というのがありますが、神奈川県の方で具体的に、いわゆる排水の中の想定される、重要視されている重金属などがあるのかどうか、その辺を教えてください。

○事業者 ご回答させていただきます。神奈川県の審査会の中でも、石炭中に含まれる重金属ということで、例えば水銀とかそういったものについての排水への影響ということについてもお話がございました。そのお話をしている中では、当然私ども、排水処理設備のきちんとしたものを設けまして、水濁法に基づく排水基準を満足させて放流いたしますというご説明もさせていただいているところでございます。そういった内容について神奈川県の方から、きちんと当社の方でも丁寧に説明をして、住民の方にも分かりやすくということで、こういったご意見を頂戴しているということで理解してございます。

○顧問 水銀は、ほとんど排水中には出ないと思いますが、例えば脱硫装置等から出てくるような類の重金属を想定されたということですか。

○事業者 先生おっしゃるとおりでございます、脱硫排水等もございますので、石炭火力特有といえますか、脱硫設備からの環境負荷に対しても適切に対応していくということで、図書の方に丁寧に記載していきたいと思っております。

○顧問 分かりました。ありがとうございます。

○事業者 若干修正がございまして、県の審議会の問題になったわけではなくて、住民意見でいろいろな意見が出ていましたので、それを多分勘案されて意見として出されているのではないかと。これは想像ですけども。だから、余り審査会の中でけんけんがくがくもんだということではございません。今、先生が言われたように、もともと微量でございますし、余り問題になるような装置ではないというふうに我々も認識しておりますけれども、そういった背景から知事意見で出されたのかなというふうに認識しております。

○顧問 分かりました。

○顧問 神奈川県知事意見のところを読んでいてちょっと気になった点があって、準備書も見て2点気になる点があるのでお話ししたいと思うのですが、神奈川県知事意見の6ページの「(4)騒音・低周波音、振動」というところのア、その文章の4行目に「環境保全の基準等に近似の予測結果が示されていることから」、これは何のことかと思ったが、よく分からないので。

あと、審査書(案)を見たときに気づいたのですが、準備書の749ページを開きいただきたいと思うのですが、大きな表がございます。12.1.1.2-13表(1)というところ、その一番右の列を見ますと、規制基準というところで、一番上が50、一番下が65ですけど、大体こういう騒音の基準等は5dBステップなのですが、そこに63という数字があるのに気づきました。その下、注3というところにこれが該当するのかなと思ったのですが、基本的に、環境基準とかそういったものをこういうふうにすることがよろしいのかという疑問がちょっとございます。例えば建築基準法等で、ある用途地域2つにまたがって建物が建つ場合には、面積の大きい方が規定を受けるというようなことで、こういう両方の按配をするということが基準とかそういったものにあつてよろしいのか、あるいは、どこからかこういう指導があったのかどうかということで、ちょっと素朴な疑問が湧きました。

○事業者 それでは、お答えいたします。この準備書749ページの注3にある2分の1にしている表現なのですが、こちらは敷地境界、いわゆる規制基準に係るものだ

けこちらの値を採用しておりまして、県の条例の中で敷地境界については、隣接する地域の用途区分が違う場合は、それぞれを足して2分の1にするというふうに決められてございます。

○顧問 私の認識不足でした。

あともう一つ、787ページから低周波音の記述がございまして、G特性というのはよく分かるのですが、**「平坦特性（F特性）音圧レベル」**という記述があります。最近、その表記の仕方が気になるのですが、いわゆる騒音で言うA特性とかそういうのは、一般的にA特性音圧レベルというのはよく分かるのですが、**「（F特性）音圧レベル」**という表記の仕方というのは好ましくないのではないかなと。準備書では、そのまま**「平坦特性（F特性）」**ということで書いてあるので、間違って理解することはないのですが、**「（F特性）音圧レベル」**という言葉は適切ではないと思いますので、平坦特性音圧レベル。特にG特性とF特性というのを対比して書かれている場合には誤解を招くと思いますので、今後、できれば平坦特性にするとか、そういったふうにされた方がよろしいのではないかなということをお伝えしておきたいと思います。

○事業者 ご指摘いただきましてありがとうございます。評価書の方で、そちらの方については修正の方をいたしたいと思います。ありがとうございます。

○顧問 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

<審査書（案）の説明>

○顧問 ありがとうございます。

それでは、審査書（案）についてご意見をお願いいたします。

○顧問 余り正確ではないのですが、先ほどのF特性とか低周波というところで、審査書（案）44ページ、下から3行目なのですが、**「低周波音圧レベル」**という言葉もよろしくないのではないかな。これはどうですか。

○顧問 「低周波」は要らないですね。「音圧レベル」だけでいいのではないですか。

○顧問 お分かりでしょうか、事務局の方。

それと、その上の（F）というのも、取ってしまった方が誤解はないのかなというふうに思いました。事業者さん、いかがでしょうか。というか、ちょっと調べていただいて正確を期した方がよろしいかと思います。私の思い違いかもしれませんが。

○顧問 よろしいですね。ほか、いかがですか。

○顧問 数字の確認だけなのですが、28ページの水質の「(1)水の濁り」のところで、「主な環境保全措置」の2行目に「浮遊物質濃度50mg/L」という値がありますが、これは9ページが一番下の表だと70になっています。準備書本文の方も70になっているところなので、そこは確認をしていただけますか。千葉県の上乗せ条例も70だったと思うのですけれども、変わることもあるので、そこはご確認をお願いいたします。

○事業者 確認いたします。ありがとうございます。

○顧問 その後の方の28ページから29ページにかけて、何カ所か50という数字が書かれていますので、そこもあわせて、もし変わるのだったら変えてください。

○事業者 ご指摘ありがとうございます。確認いたします。

○顧問 ほか、よろしいですか。

56ページのCO₂のところなのですがすけれども、56ページの下から2行目に、二酸化炭素の排出原単位は0.444となる見通しである、ここで切れているのですがすけれども、これは0.444でいいのか。0.37より高い数値のままで切れているのかということなのですがすけれども。準備書の方は、この後に0.37に向かってということは書いてないのですがすけど、エネルギーミックスに向かって努力するというような文章があります。そういう一文がないと、ここの0.444のままとまっていると、何か0.444でいいというふうにとれてしまうので、いかがでしょうか。

そこを全部書く必要はないと思うのですがすけれども、少なくともエネルギーミックスに向けて事業者は努力するというような1行ぐらいはないといけないと思うのですがすけど。

○事業者 ご指摘ありがとうございます。0.37というのは全ての電源の目標値であって、火力の目標値ではないというふうに理解しています。

○顧問 事業者に言っているわけではなくて、事業者はその後に書かれているので、事業者に対しては何も言っていない。準備書に対しては何も言っていないので、それでいいと思うのですがすけど、審査書（案）として、ここで0.444ということに対して、そういうことも含めて1行書かないといけないのではないかとということを言っています。

○経済産業省 追加修正する方向で検討させていただきます。

○顧問 それでよろしいですね。

○事業者 はい。

○顧問 48ページの表の動物プランクトンのところなのですから、補足説明資料で折角きちんと直していただいたので、そっちに従ってどうすればいいかというと、最初の文章の一番最後に、「節足動物の*Oithona*属」と書いてあるのですが、「節足動物 橈脚亜綱の*Oithona*属」というふうに入れていただきたい。補足説明資料の30ページのところでそういうふうに入っているの、そっちにしてください。

○経済産業省 補足説明資料の表記に合わせて審査書も修正するというので、当然評価書になるときは修正されるという前提で修正したいと思います。

○顧問 ほか、いかがですか。全体を通してでも構いませんけれども。

○顧問 余りよく知らないの、教えていただきたいのですけれども、一般的に陸域の場合は、普通、動物でも植物でも文献調査と現地調査を行って、大体现地調査で確認されたものが影響予測の対象になっていると思うのですけれども、今回、海草類とか海藻の仲間は文献で出ているものについても影響予測を行っていますが、これは確度の高い情報があるのか、何か理由があって追加しているのか、それとも、一般的に海草ではこういった形で影響予測を行っているのか、その辺を教えてください。

○事業者 決まりというか、「手引」にも書いてございませんし、考え方も特に定まったものはございません。なので、地点によって結構違いがあると思うのですが、今回については、合理化を使うということで基本的には余り情報がないだろうというところから入っているので、前広にしようというようなことの視点がございましたので、文献のみで確認されているものも含めようということでございまして、これ全地点共通かと言いますと、必ずしもそうではございません。

○顧問 必ずしもこの地点の周辺にあるかどうかというところまでの情報はないということですか。

○事業者 文献を調べましても、ある程度の範囲は分かっているのですが、我々の調査した海域にはないということまでは、一応文献上は確認されております。そうはいってもゼロかといったら、特に海の中は見えないので、というのと、合理化を使わせていただくということで少し前広にやろうという考え方で、今回はこういった考え方にしました。

○顧問 では、可能性のあるものを広く見て取り上げて影響予測を行っているということですね。

○事業者 おっしゃるとおりでございます。基本は海も陸も一緒に、基本的には文献で一次的なスクリーニングをして、実際現地で確かめて、現地で確かめたものについて予測・評価するというのがあくまでも原則かと思います。

○顧問 影響予測の表現のところで、何となくこの近傍にあるように読めてしまったのですが、少し広く見て影響予測を行っているということですね。分かりました。

○事業者 おっしゃるとおりでございます。

○顧問 よろしいでしょうか。

それでは、意見も出尽くしたようなので、これで審査を終わります。

○経済産業省 ご審議いただきまして、どうもありがとうございました。

私どもとしましては、今後、神奈川県知事意見と環境大臣意見を踏まえまして、経済産業大臣勧告の方の作成に入らせていただきます。

事業者におかれましては、その勧告内容を踏まえるとともに、顧問の先生方からいただきました修正意見などを踏まえまして、評価書の作成に当たっていただければと思っております。

それでは、これをもちまして環境審査顧問会第6回火力部会、株式会社J E R A（仮称）横須賀火力発電所新1・2号機建設計画の準備書2回目の審査を終わります。

本日はどうもありがとうございました。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486